議事要旨記録票

	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
日時	令和3年7月10日(土) 午前10時~午前10時35分
場所	生活・保健センター
会議件名	第1回日野市特措法新型コロナウイルス対策本部会議
主な議題	緊急事態宣言に向けた対応について
参加者	市長、副市長、教育長、日野消防署長、日野市立病院長、議会事務局長、企画部参事、企画部長、総務部長、総務部参事、市民部長、まちづくり部長、産業スポーツ部長、健康福祉部長、子ども部長、会計管理者、教育部長、教育部参事、市立病院事務長、企画経営課長、市長公室長、職員課長、環境保全課長(環境共生部長代理)、防災安全課長、総務課長、健康課長
配布資料	(1) レジメ(2) 緊急事態宣言の発出に伴う対応について(7月12日以降)(資料1)(3) 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置について(内閣官房)(資料2)(4) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等(令和3年7月8日東京都)(資料3)
結 果	 ○ 了承(意見なし) ○ 了承(意見あり) ○ 要修正・再説明 ○ 不承諾 ○ 情報共有のみ
主な内容	(進行:副市長) 1 本部長から ・7月12日より緊急事態宣言が発出されることを受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項の規定に基づき、日野市特措法新型コロナウイルス対策本部会議を設置する。 ・4月25日より発出されていた緊急事態宣言が6月20日をもって解除され、市では現在まん延防止等重点措置の適用を受けているところであるが、3週間で再び緊急事態宣言発出となった。 ・新規感染者の増加、変異株の感染拡大、40代、50代の重症者の増加が懸念されているところである。 ・東京、神奈川、千葉、埼玉を会場とするオリンピック競技が無観客での開催となることが決定した。 ・これらの状況を踏まえ、今後の対応についての協議をお願いしたい。

- 2 緊急事態宣言に伴う各部の対応について
- (1)市立幼稚園及び小中学校
- ・教育活動は感染症対策を徹底して実施する。
- ・感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。
- ・学校施設開放は公共施設の対応に準拠する。
- (2)子育て関連施設
- ・原則として開所する。

(3)公共施設

- ・市役所窓口は通常とおり開所する。
- ・市施設は開放するが午後8時以降は利用の自粛をお願いする。
- ・重点措置適用期間中の利用人数は定員の50%に制限する。
- ・医療施設に併設する施設は夜間枠の貸出し休止を継続。
- ・水分補給を除き施設内での飲食は引き続き自粛(酒類の持ち込みは不可)。
- ・利用制限は適切に周知等を行ったうえで適用する。

(4)市主催イベントについて

- ・可能な限りオンライン開催など感染リスクの低い方法に変更する。
- ・適切な感染防止策が講じられることを前提に主催者が開催可否を判断する。
- ・飲食を伴うものは自粛とし、午後9時までに完全撤収するよう徹底。
- ・中止、延期も視野に判断する。

3 その他

- (1)日野消防署、日野市立病院より情報提供あり。
- (2)各職場で状況を見ながらテレワーク等の継続を行うことを確認。

作成者 総務課 林